

キウイフルーツかいよう病(Psa3)の拡散防止のためのほ場衛生

ほ場衛生管理の基本は、かいよう病菌を持ち込まないことと園地や樹の間で移動をさせないことである。日頃から細心の注意を払い、対策を徹底することが重要となる。

〈ほ場衛生管理の主要項目〉

- 看板を設置し、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 園地に入出する際には手足(靴底)を消毒する。
　　<手は70%アルコール、靴底や管理器具は次亜塩素酸ナトリウム200ppm(有効成分5%で250倍)以上または70%アルコールを用いる>
- ハサミやノコギリ等の管理器具は、園地ごとに専用のもを用意し、樹ごとに消毒液で消毒する。
- 切り口は癒合促進剤(トップジンMペースト)で保護する。
- 切除枝、剪定枝を適切に処理する<焼却、埋設(50cm以上)、シート被覆(20週以上)>。
- 収穫かごに植物残渣を持ち込まない。使用後は清潔に保つ。
- 苗木、穂木、花粉等の生産資材は、安全が確認されたものを用いる(購入先等は記帳しておく)。
- 園地から出る前に体についた植物残渣や泥を落とす。
- 発生園で作業した場合、そのままの服装で他の園地に行かない(発生園での作業は最後に)。